

芦屋町のちを支える計画（素案）

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年から平成23年までの14年間、毎年3万人を超え続けてきましたが、平成18年の自殺対策基本法制定以降、自殺対策の取り組みが進んだこともあり、自殺者数は減少しました。しかし、自殺者総数は約30万人に上り、自殺死亡率は主要先進7か国では最も高くなっています。

そうしたなか、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正されました。また、平成29年7月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を定めた「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

自殺対策基本法の改正では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念として明記されました。また、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に対し「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

芦屋町では、このような状況を踏まえ、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、自殺対策基本計画として「芦屋町のちを支える計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、平成29年に見直された「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえて策定するものであり、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

3 計画の期間

本計画は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

また、制度の改正等があった際には、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

第2章 自殺の現状

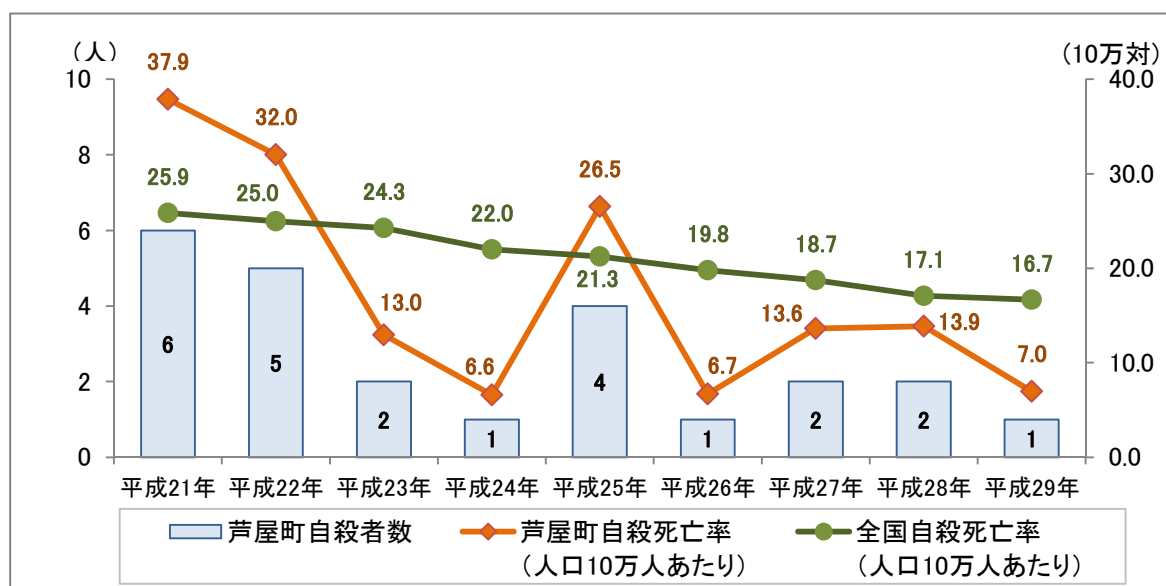
芦屋町の自殺の現状として、「地域における自殺の基礎資料」を用いて分析を行いました。

なお、分析にあたっては、自殺統計が取られ始めた平成21年～平成29年の合計値による分析を行いました。

1 自殺者数

芦屋町の自殺者数は、平成21年の6人をピークとして、平成22年の5人、平成25年の4人を除けば毎年1～2人となっており、平成29年は1人（人口10万人あたり7.0）となっています。

自殺死亡率（人口10万人あたり）は平成26年以降、全国平均を下回っています。

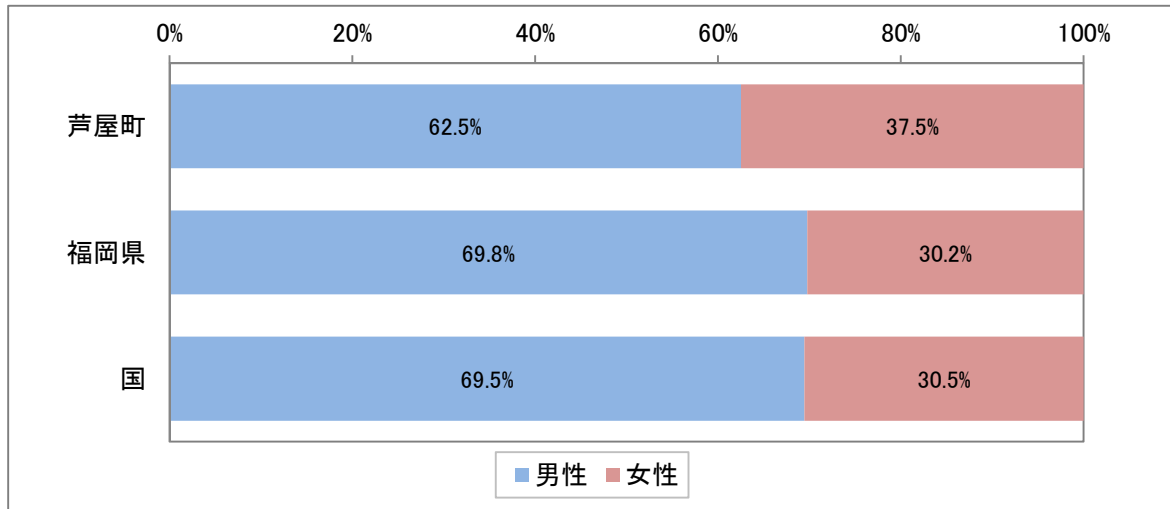


出典：(厚生労働省) 地域における自殺の基礎資料 (H21～29年計)

2 自殺者の属性

(1) 男女別

男女別では男性が6割以上を占めていますが、国や県と比較すると男性の割合は低くなっています。

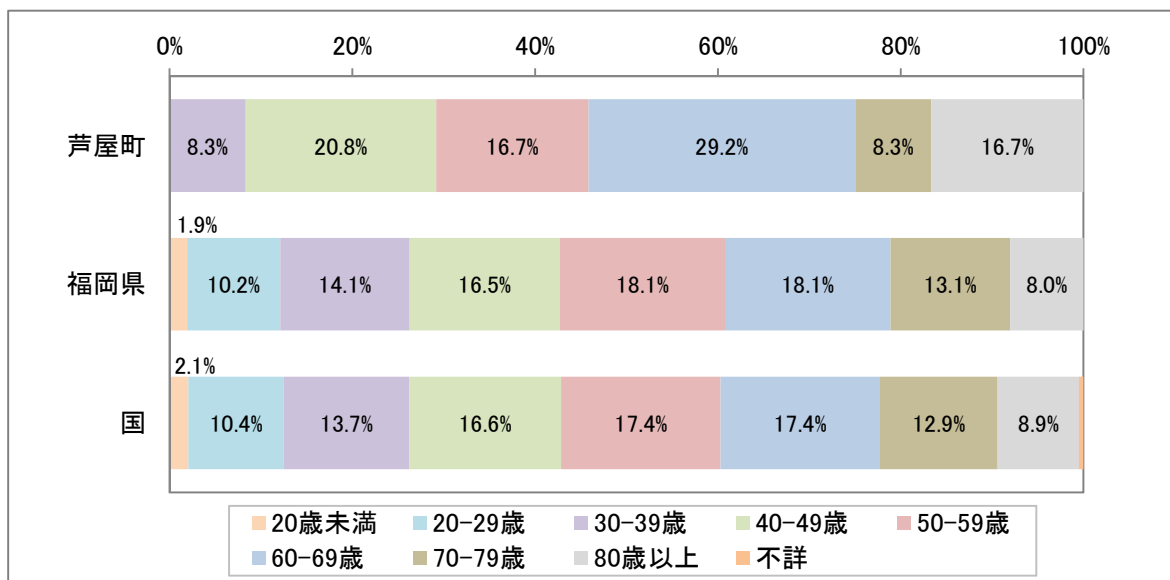


出典：(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料(H21～29年計)

(2) 年代別

年代別では、60歳代(29.2%)が最も高く、次いで、40歳代(20.8%)、50歳代・80歳以上(16.7%)の順となっています。20歳代以下の若い世代の自殺はみられません。

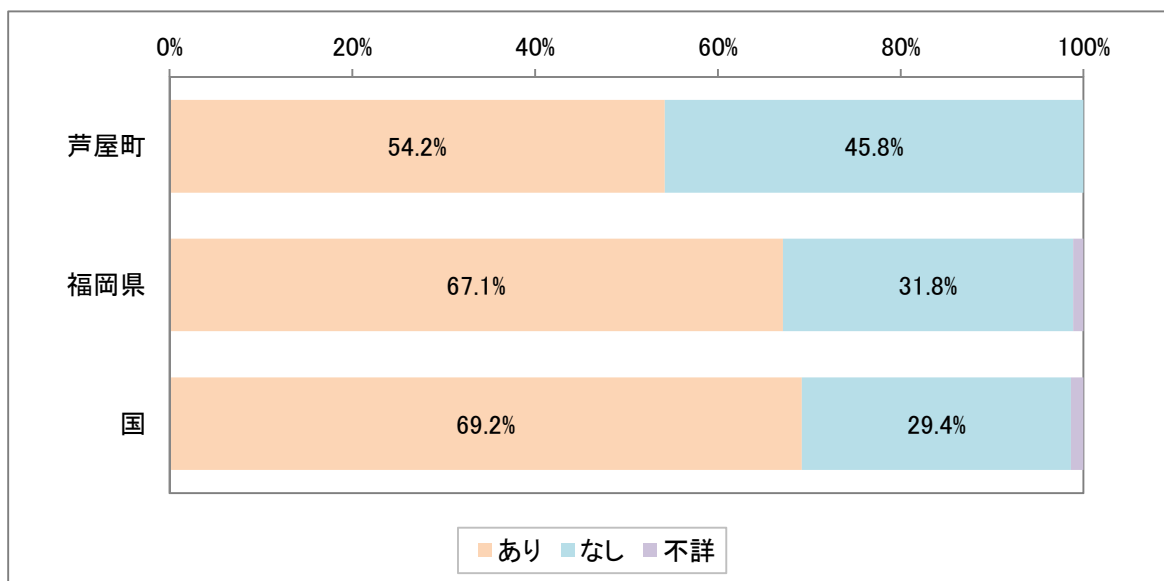
国や県と比較すると60歳代、40歳代の割合が高くなっています。



出典：(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料(H21～29年計)

(3) 同居人の有無別

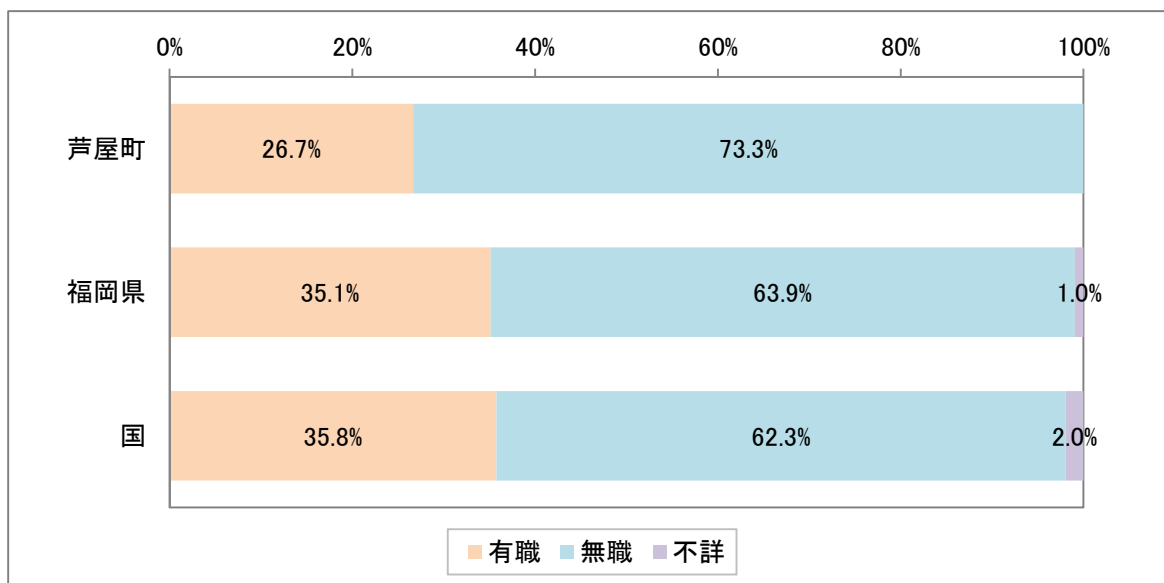
同居人の有無別では、同居人ありが54.2%と国や県と比較して低くなっています。



出典：(厚生労働省) 地域における自殺の基礎資料 (H21～29 年計)

(4) 就労の有無別

就労の有無別では、有職者が26.7%と国や県と比較して低くなっています。



出典：(厚生労働省) 地域における自殺の基礎資料 (H21～29 年計)

第3章 いのちを支える取組

1 基本的な考え方

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのちを支える取組」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

芦屋町においても「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現に向け、次の5つの基本施策に基づいて、いのちを支える取組を推進します。

基本施策1	地域におけるネットワークの強化
基本施策2	いのちを支える人材の育成
基本施策3	住民への啓発と周知
基本施策4	生きることへの支援
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 基本目標

芦屋町におけるいのちを支える取組の目標として、本計画期間の最終年度である2023年度までに「自殺者0人」を目指します。

3 施策の推進

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが必要です。そのため、地域におけるネットワークの強化を図ります。

事業名	具体的な取り組み	関係課(係)
民生委員・児童委員との連携と協働	住民の身近な相談や見守り支援を行っている民生委員・児童委員に対し、毎月開催されている定例会等に自殺対策に関する情報提供を行い、連携・協働を進めていきます。	福祉課(障がい者・生活支援係)
関係機関のコーディネート	住民への様々な支援に対し、必要に応じていのちを支える取組の視点をもって関係する保健・医療・教育等関係機関のコーディネートを行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)

(2) いのちを支える人材の育成

地域の見守り機関が、悩みを抱えた方の SOS サインに気づいて相談機関につなぐための知識と技術を習得し、早期に対応できる体制を整えます。

事業名	具体的な取り組み	関係課(係)
ゲートキーパー養成事業	自殺のサインに気づき、声かけや見守りなど必要な支援を行うことができる人材を育成するためのゲートキーパーの養成を民生委員・児童委員協議会をはじめとする関係機関に対して行い、人材育成及び地域の見守り体制づくりに努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機に陥った時に、誰かに援助を求めることは当たり前だという社会全体の共通認識になるよう相談窓口の周知啓発を行います。また、こころの不調や悩みを抱えた方の SOS サインに気づき、自殺にいたる心情や背景を理解し、適切に対処できるよう正しい知識や情報の普及に努めます。

事業名	具体的な取り組み	関係課(係)
乳児家庭全戸訪問等事業(赤ちゃん訪問)	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て中の親の孤立を防ぐため、その家庭の様々な不安や悩みに対して、子育て支援に関する情報提供を行い、また支援が必要な家庭に対してはサービスを提供します。	健康・こども課(健康づくり係)
若年者への自殺予防に関する啓発事業	若年者に心の悩みを相談できる窓口の周知や、身近な人のこころの不調や悩みに気づき、適切に対処できるよう正しい知識や理解等の普及啓発を図るパンフレット等を配付します。	福祉課(障がい者・生活支援係)

【町以外が事業主体の関連事務事業】

事務・事業名	主催
自死遺族向けのリーフレットの配布	福岡県精神保健福祉センター
自殺予防カードの配布	日本いのちの電話連盟
福岡のいのちの電話活動紹介冊子の配布	社会福祉法人福岡いのちの電話
こころの相談窓口カードの配布	福岡県
犯罪被害者の相談窓口案内のリーフレットの配布	福岡県弁護士会
犯罪被害者支援に関するリーフレットの配布	福岡県警察本部
性暴力被害者支援に関するリーフレット、カードの配布	福岡犯罪被害者支援センター
配偶者からの暴力相談に関する冊子、カードの配布	福岡県
人権相談カードの配布	法務局
民生委員のPR活動の周知	民生委員・児童委員協議会

(4) 生きることへの支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。

「生きることへの支援」という観点から、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援などを推進します。

事業名	具体的な取り組み	関係課(係)
多重債務などの消費者相談	消費生活相談窓口を設置し、多重債務などの相談に対して、専門家の紹介やアドバイスなどを行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)
無料法律相談事業	債務や相続問題をはじめとする日常生活のあらゆる悩みについて、弁護士会主催の無料法律相談を実施します。	総務課(庶務係)
人権生活相談事業	人権をはじめ、就職、進学などの生活相談に応じ、助言や関係機関への橋渡しを行うことにより、心配ごとの解消を図り、自殺要因の減少につなげます。	福祉課(障がい者・生活支援係)
認知症家族介護教室	認知症の人を抱える家族同士の交流の場を設けることで、介護負担の軽減を図るとともに、介護の知識や技術の習得を行います。	福祉課(高齢者支援係)
地域交流サロン事業	高齢者が定期的に集いふれあうことで、高齢者の引きこもりの防止、孤立感の解消、介護予防等を図ります。	福祉課(高齢者支援係)
ほほえみ相談	乳幼児健康診査等で早期発見された発達上支援の必要な乳幼児に対して、心と身体の総合的な発達指導を行い、乳幼児の健全な発達を目指します。	健康・こども課(健康づくり係)
スクールカウンセラー	スクールカウンセラーを配置し、生徒の不登校やいじめ等諸問題の解決を図ります。	学校教育課(学校教育係)
児童生徒就学援助制度(準要保護)	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に就学費の援助を行います。	学校教育課(学校教育係)

【町以外が事業主体の関連事務事業】

事業名	主催
ふくおか自殺予防ホットライン	福岡県地域精神保健福祉センター
自死遺族のための法律相談	福岡県精神保健福祉センター、福岡県弁護士会
福岡いのちの電話	社会福祉法人福岡いのちの電話
いのちの電話インターネット相談	日本いのちの電話連盟
心の健康相談	福岡県精神保健福祉センター
心の相談電話(心の病を持つ方の家族)	福岡県精神保健福祉連合会
犯罪被害者等相談支援	福岡県犯罪被害者支援セ総合サポートセンター、福岡地方検察庁、法テラス、福岡県警察本部

事業名	主催
性暴力被害者の相談支援	性暴力被害者支援センター、福岡県警察本部
配偶者からの暴力相談	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
福岡県あすばる女性相談ホットライン	福岡県男女共同参画センター「あすばる」
こころの耳(働く人のメンタルヘルスポータルサポート)	厚生労働省
労働上の問題(いじめ、セクハラ等)に関する相談	福岡県北九州労働者支援事務所
多重債務に関する相談	福岡県消費生活センター、法テラス
困りごと相談室	福岡県
生活福祉資金貸付	福岡県社会福祉協議会
アルコール・薬物・思春期精神保健相談	福岡県精神保健福祉センター、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
人権問題に関する相談	法務局
LGBT 無料電話法律相談	福岡県弁護士会
福岡県障害者 110 番	福岡県身体障害者福祉協会
精神保健福祉相談	福岡県精神保健センター
子どもの虐待、いじめ、非行、不登校などの相談	福岡県宗像児童相談所、北九州教育事務所
福岡若者サポートステーション	福岡若者サポートステーション事務局

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となっています。

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるような取り組みを推進します。

事業名	具体的な取り組み	関係課(係)
道徳の授業	学習指導要領(道徳)に従い、生命を尊重する心を育むことを目的とし、道徳における「生命の大切さ」等をテーマとした授業を実施します。	学校教育課(学校教育係)

4 計画の推進

本計画の推進にあたっては、健康や教育部門との連携を図るとともに、福岡県をはじめとした様々な関係機関等と協働し、重層的・包括的な取り組みを推進します。

また、芦屋町地域福祉計画推進委員会において、毎年度実施状況の報告や検証を行い、取り組み内容を充実させていきます。